

平成30年度共同募金(平成31年度事業費)受配要望書について

標記の件について受配要望のある場合は、加古川市共同募金委員会に提出していただきますようお願いいたします。

また、福祉車両の購入を予定している施設については、「(公財)JK A(旧(財)日本自転車振興会)補助事業」(8月中公示予定)への申請をご検討願います。

記

- 1 **提出部数・提出先** 加古川市共同募金委員会へ 2部 提出
- 2 **提出期日** 平成30年5月18日(金)必着(厳守)
- 3 **配分対象施設** 社会福祉法第2条に規定する第1種及び第2種の民間社会福祉施設
※1 保育所、及び障害者総合支援法に基づく定員25人以内の事業所は除きます。なお、地域活動支援センターは定員に関係なく配分対象外となります
※2 介護保険事業にかかる受配要望は配分対象外となります
- 4 **留意事項**
 - (1) 受配要望書提出後の用途変更は原則として認められませんので、必ず法人理事会で承認の上、受配要望書を提出してください。
※受配要望書提出後、決算理事会においての事後承認は認めます
 - (2) 配分内定前の事業実施(工事起工・備品・車両購入など)は認めません。
 - (3) 配分内定は来年度4月上旬を予定しています。共同募金を受配した後は、その旨を県内の寄付者に対してPRしていただくこととなります。
 - (4) 兵庫県共同募金会の配分規程は、別添「社会福祉法人兵庫県共同募金会 配分規程・配分実施細則(抜粋)」をご参照ください。
 - (5) 受配要望書及び配分規程・配分実施細則(全文)は、兵庫県共同募金会ホームページからダウンロードできます。(URL <http://www.akaihane-hyogo.or.jp>)
 - (6) 「商談メモ」や「取引メモ」など、正式な見積書でないものは認めません。
 - (7) 受配要望書に記載される個人情報(法人代表者名・施設長名・担当者名など)は、共同募金受配要望に係る配分審査及び連絡調整を目的として利用します。